

第 12 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 31 年 1 月 21 日(月)
10 時 00 分～ 時 分
第 4 委員会室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員

【議長団・委員外議員】 川神議長

【事務局】 小川局長 篠原書記 新開書記 鎌原書記

議題

- 1 政務活動費の交付に関する後払い（精算払い）について

資料 1

- 2 会派代表質問のあり方について

資料 2-1

資料 2-2

- 3 予算決算委員会のあり方について

資料 3

- 4 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 第 4 委員会室

政務活動費の交付に関する後払い（精算払い）について

No.	支払い方法	メリット	デメリット
1 案	全額年度末に精算後払い。	<u>事務局が現金を取り扱うことがない。</u> 議員が立て替え払いをすることにより、安価に積算するよう意識が働く。 <u>年度末に返還金が発生しない。（議員が現金を持参しなくてよい）</u>	議員が年度末まで立替え払いをしなくてはならない。
2 案	全額年度末に精算後払い。 ただし、半期ごとに精算することができる。	議員が高額を立て替え払いしている場合、半期でそれを受け取ることができる。	上限金額の設定がある費目で、二重に請求する恐れがある。議員が9月末まで立替え払いをしなくてはならない。 事務局が交付手続きを各自2回行わなければならない。（改選年度はさらに交付手続きが増える）
3 案	全額年度末に精算後払い。 ただし、視察及び研修で宿泊を伴うもののみ随時精算払いし、それ以外は年度末に精算払い	宿泊を伴う高額の視察等を実施する議員は、早く立て替え払い分を受け取ることができる。	視察等を複数回実施する議員は、その回数分精算しなくてはならない。費目が限定されている。事務局はその都度、精算処理業務の手続きが必要となる。
4 案	全額年度末に精算後払い。 ただし、3万円以上の請求はその都度できることとする。	費目に関わらず、高額を使う議員は、早く立て替え払い分を受け取ることができる。	事務局はその都度、精算処理業務の手続きが必要となる。
5 案	随時、精算払いをする。	随時、精算できるため、議員の立て替え払いへの負担が少ない。	支払いの処理が多くなり、事務が煩雑になる。また、請求が遅くなる場合の対応に苦慮することになる。 （各議員の支払いを把握する必要がある）上限金額の設定がある費目で、二重に請求する恐れがある。

二重下線：各案共通

第4回特別委員会（平成30年4月6日）における会派代表質問に対する意見

- ・形骸化している感じが少しあった。
- ・会派代表質問をやるからには必要性を明確にして、きちんとやるべきだ。
- ・会派ごとにどの項目を質問するか、調整してポイントを絞るようなことがあれば良い
- ・一括質疑・一括答弁というのは聞く方も分かりづらいし、見る方も分かりづらい。
- ・一括質問・一括答弁の分かりにくさは、一問一答方式を取り入れる等の改善できないか。
- ・分かりやすい会派代表質問になるなら、継続するべきだ。
- ・一問一答だと大変時間がかかる。
- ・会派代表質問はセレモニー的部分もある。セレモニーにも意義はある。それをどう捉えるか。
- ・止めても全く問題ない。
- ・施政方針に対しての質問という点、必ず長が答える点が一般質問と違う。
- ・政策提言した1年後の質問の際にその政策を評価する姿勢がない場合は問題があり、そういう視点が入ると、会派代表質問への見方も変わってくるのではないか。
- ・会派の色を出すことが代表質問、一般質問は各論、各議員の持ち分を十分発揮するもの。
- ・一般質問と同じ視点で会派代表質問を見るべきではない。
- ・会派の色をきちんと出していくためには重要なものではないか。
- ・会派によって重点事項が違う。絞り込みをしてするとよい。
- ・会派の色というものが徐々に出て来て、浜田市議会の本質が見いだせれば良い。
- ・会派人数毎に割振りされた質問時間は長い。
- ・分割してやった方が良いのではないか。（大綱別に質問した方が良いのではないか。）
- ・委員会毎の質問を括って答弁してもらえば今よりは分かりやすくなるのではないか。
- ・市民が期待するのは、もっと各論に迫るような迫りだ。
- ・本来非常に格調の高いもの。誰でも出来るものではない。

(参考)

前議会特別委員会での主な意見

- ・1人の質問者に対して1つの答えをもらう。分野ごとに質問者を交代する。
- ・再質問は各項目に1回くらいの制限を設ける。
- ・総括質問・総括答弁なので、一問一答の再質問を認める。
- ・大枠を聞く。大局的に質問するべき。
- ・代表は代表質問で、再質問はしないくらいの形で良い。
- ・品格、言論の府としての価値のもの。
- ・代表質問も一般質問の席で行う。

「会派代表による一般質問」実施要領

平成 19 年 12 月 20 日議会運営委員会決定 平成 20 年 9 月 19 日議会運営委員会改正
 平成 21 年 12 月 16 日議会運営委員会改正 平成 24 年 1 月 23 日議会運営委員会改正
 平成 25 年 2 月 6 日議会運営委員会改正 平成 25 年 12 月 18 日議会運営委員会改正
 平成 27 年 12 月 14 日議会運営委員会改正 平成 29 年 2 月 16 日議会運営委員会改正
 平成 30 年 2 月 14 日議会運営委員会改正

1. 導入目的

会派制を導入している浜田市議会が、本市における行政全般の政策上の問題について、会派の独自の調査・研究をもとに代表者が市長その他の行政委員会に基本的方針を大局の見地から質問することにより、当市の政策課題を明らかにするとともに、個人一般質問の論点の精査及び議論の活性化を図り、もって議会運営の円滑化と市民の市政運営に対する関心と理解を深めることを目的とする。名称は「会派代表質問」とする

2. 名称及び導入時期

名称は「会派代表質問」とし、実施時期は、市長が施政方針表明を行う定例会のみにおいて実施することとし、平成 20 年 3 月定例会から導入する。

3. 実施の方法

項目	内容
①実施日程	施政方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。 当面 1 日間で実施することとする。
②質問の内容	市長の施政方針及びその他の行政委員会に対する基本的な方針、方向性について会派の意思統一を図ったものを原則として質問することとする。
③対象会派	議長に届け出た会派のうち、2 人以上の会派を対象とする。
④質問の通告	個人一般質問の通告期限と同様とする。通告書は、所定の様式により質問の項目、要旨及び質問者名を記入し、会派代表者が議長に提出することとする。施政方針表明の原稿は、議会運営委員会の概ね 1 週間前に議員に配付とする。 質問者は、一つの会派から複数選出を可能とし、人数制限は行わない。記入項目は、大・中項目（題名）、小項目（要旨）とする。
⑤質問時間・方法	質問は、持ち時間制とし答弁を含まないこととする。 持ち時間は、2 人会派 30 分、3 人会派 40 分、6 人会派 50 分、9 人会派 60 分とする。質問順は、会派の人数の多い順とし、同一人数の場合は抽選とし、一会派で複数質問者がいる場合は、当該会派が順番を定める。最初の質問は、演壇において一括質問とし、再質問は、質問席において一括して行うこととする。
⑥答弁の方法	市長の最初の答弁は演壇において行うこととし、再質問に対する市長の答弁及びその他の行政委員会代表者の答弁は自席とする。
⑦個人一般質問	会派代表質問を行う者は、個人一般質問の通告を行わないこととする。 なお、個人一般質問の通告を行う者は、所属の会派代表質問と重複しない質問内容でなければならない。ただし、基本的方針について会派代表質問を行い、具体的内容について個人一般質問を行う場合は可能とする。その場合、代表質問と違う意見を持って個人一般質問を行うことがないよう留意すること。

第4回特別委員会（平成30年4月6日）における予算決算委員会に対する意見

- ・一般質問的なものがあった。
 - ・議員個々の思いや予算の中身の部分で、一般質問的になることがあるが、委員長が認めたのであれば、良いのではないか。
 - ・追及しようとするとうとうしても一般質問的質疑になる。仕方ないのではないか。
 - ・議案についてきちんと質疑するという事は、徹底しなくてはならない。
 - ・質疑と質問の違いを区分けするのはなかなか難しい。
 - ・委員会は追及の場なので、あまり言いすぎると質疑できなくなるのではないか。
 - ・一般質問になるということも見受けられたが、会議は止めない。
 - ・委員長に節度のある判断をお願いしたい。
-
- ・集中する質疑については取り下げも少しあったが、通告した以上は質問するべきだ。
 - ・会派内で質疑内容が被った場合は、若手議員にアドバイスしつつ託すよう調整した。
 - ・重なったものはもっと取り下げても良いと思う。
 - ・窓口で聞けばわかるような質疑は、なるべく控えるようにした方が良いのではないか。
 - ・質問数がある程度絞り込むよう心掛けている。
 - ・事細かに質疑しすぎると逆効果になる。
-
- ・当初予算はどうしても可決せざるを得ないから、より厳しく見ないといけない。
 - ・時間が長くなることには、委員長として構わないと思う。
 - ・今より会議時間が延びるようなら、個々の持ち時間制にするとか、質問数の制限を設けるといった課題が出てくる。
-
- ・ほとんど質疑されない議員がいることは非常に問題がある。
 - ・多すぎても問題があるのだろうが、当初予算について質疑しないのはどうなのか。
 - ・質疑の有無も議員の資質、やらない人はやらなくて良いし、議会全体の質として見られるのは仕方ない。市民は見ている。
 - ・数値を求めるような質疑は、最初の通告で聞かないと立ち往生すれば予算委員会全体の流れにも関わってくるので留意する必要がある。
-
- ・質疑しないことを注意するなら会派でやるべきだ。
 - ・質疑した方が良いというが、質疑しながら頓珍漢を言っている議員もいる。そういった発想が議員のレベルを下げている。
 - ・予算書が概ね理解できれば質疑する必要はない。何か聞けば良いというものではない。
 - ・予算書は各課充実しており、それで理解できれば良いし、疑問点はどんどん聞くべき。